

建築物消費性能適合性判定手数料一覧（令和3年4月1日施行）

それぞれの用途の区分に応じた手数料で、計算方法により異なります。

工場等と工場等以外がある場合は、それぞれの面積で算出した手数料を合算します。

1 非住宅部分(工場等以外)

(単位:円)

適合性判定部分の床面積	モデル建築物	標準入力法
300 m ² 未満	82,000	214,000
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	104,000	268,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	137,000	346,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	222,000	493,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	290,000	608,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	348,000	718,000
25,000 m ² 以上	409,000	820,000

2 非住宅部分(工場等)

(単位:円)

適合性判定部分の床面積	モデル建築物	標準入力法
300 m ² 未満	18,000	21,000
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	25,000	29,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	35,000	40,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	89,000	96,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	134,000	141,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	167,000	175,000
25,000 m ² 以上	207,000	216,000

※手数料額は鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第315の7号の規定によるものです。

※工場等:建築基準法上の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※変更及び軽微な変更の場合は、変更後の床面積(増加する部分を除く)×1/2+増加し、もしくは減少する床面積により手数料を算定

※同一敷地内に複数棟がある場合は、建築基準法の単体規定が適用になる棟単位で申請となります。

(建築基準法が1つの申請でも、適合性判定はそれぞれの棟単位で申請)